

国土交通省中部運輸局

令和2年3月26日

14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 森、深谷

TEL 052-952-8036

飛騨地区のタクシー運賃改定実施による労働条件の
改善状況調査結果について

飛騨地区におけるタクシー運賃の改定は、平成30年12月13日に実施され、運賃改定後のタクシー運転者の労働条件の改善状況について、令和元年12月26日に岐阜県タクシー協会が取りまとめ結果を公表しました。

この結果を踏まえ、当局において、運賃改定による運転者賃金の改善が一定の水準に達していない事業者を対象に調査を行いましたので、その調査結果を別紙のとおりお知らせします。

なお、本調査により、運賃改定の趣旨を逸脱し運転者の労働条件の改善措置を講じる必要があるとして指導に至る事業者は確認されませんでした。

タクシーの運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果

(令和2年3月26日 中部運輸局)

I. 調査概要

【飛騨地区】

高山交通圏(高山市、飛騨市、大野郡)

東濃東部交通圏(中津川市加子母の区域に限る。)

郡上市

下呂市

加茂郡(白川町、東白川村)

1. 運賃改定後の労働条件の改善状況を公表した事業者数

15者の集計 (運賃改定をした事業者数17者)

経営者等のみが乗務する事業者(2者)を除いたもの。

2. 調査対象事業者数

7者(うち1者はa)・b)の双方に該当)

(内訳)

a)運賃改定後、営業収入に占める賃金支給率(*1)が対前年同期と比較して100%未満となった事業者

7者

b)運賃改定後、運転者賃金が低下した事業者数

3者

II. 調査結果及び指導

【飛騨地区】

1. 営業収入に占める運転者に係る賃金支給率の変動状況

賃金 支給率	103% 以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	98%未満	計
事業者数	5者	2者	1者	0者	1者	2者	4者	15者

この中で賃金支給率が対前年同期と比較して100%未満となった事業者は7者であり、その事由は次のとおり。

- ① 賃金水準の異なる運転者が新たに雇用されたことにより、賃金支給率が低下したもの。(現在雇用している運転者は、賃金支給率を維持)・・・2者
- ② 労働条件(労働時間の短縮・勤務形態の見直し)を変更したことにより、賃金支給率が低下したもの。(労使合意が得られているもの)・・・2者
- ③ 稼働率の低下・運転者の減少により、賃金支給率が低下したもの(現在雇用している運転者は、賃金支給率を維持)・・・3者

2. 一般運転者一人当平均給与額前年同期比(*2、*3)

賃金改善率	15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
事業者数	2者	2者	3者	5者	3者	0者	0者	15者

この中で運転者賃金が低下した事業者は3者であり、その事由は次のとおり。

- ① 営業収入が対前年同期比で減少したことにより、一般運転者一人当賃金が前年同期比で低下したもの…2者
- ② 労働時間の短縮・就業日数の削減等により勤務時間が減少したことにより、一般運転者一人当賃金が低下したもの。(労使合意が得られているもの)…1者

3. 上記調査により、改善を講じる必要があるとして指導に至る事業者は確認されませんでした。

【用語等について】

*1 賃金支給率 :

$$\frac{\text{全運転者に係る改定後6月間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

*2 一般運転者: 隔勤、日勤含め一般的なタクシー乗務体制の運転者

*3 一人当平均給与額前年同期比 :

$$\left(\frac{\text{一般運転者に係る改定後6月間の運転者1人平均給与額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与額}} \times 100 \right) - 100$$

※改定後6月間: 平成31年1月～令和元年6月

※当該調査における公表数値は、当局において岐阜県タクシー協会の公表数値を基に精査した結果であり、岐阜県タクシー協会が公表した数値とは一致しない部分があります。